

令和元年度 第 1 回東京都北区居住支援協議会 次第

期日：令和元年7月29日（月曜日）

時間：午前10時から

会場：北とぴあ9階901会議室

開 会

議 事

- 1 北区居住支援協議会の活動について【情報共有】
- 2 各会員における居住支援に関する取組みについて【情報共有】
- 3 北区における居住支援に関する既存事業について【情報共有】
- 4 北区居住支援協議会の具体的取組みについて【意見交換】

閉 会

【配付資料】

- | | |
|------|----------------------|
| 資料1 | 北区居住支援協議会の活動について |
| 資料2 | 居住支援の取組みに関する調査票 |
| 資料3 | 北区における居住支援に関する既存事業 |
| 参考資料 | 他自治体等における居住支援に関する取組み |



北区居住支援協議会の活動について

◆協議会で進めていくこと

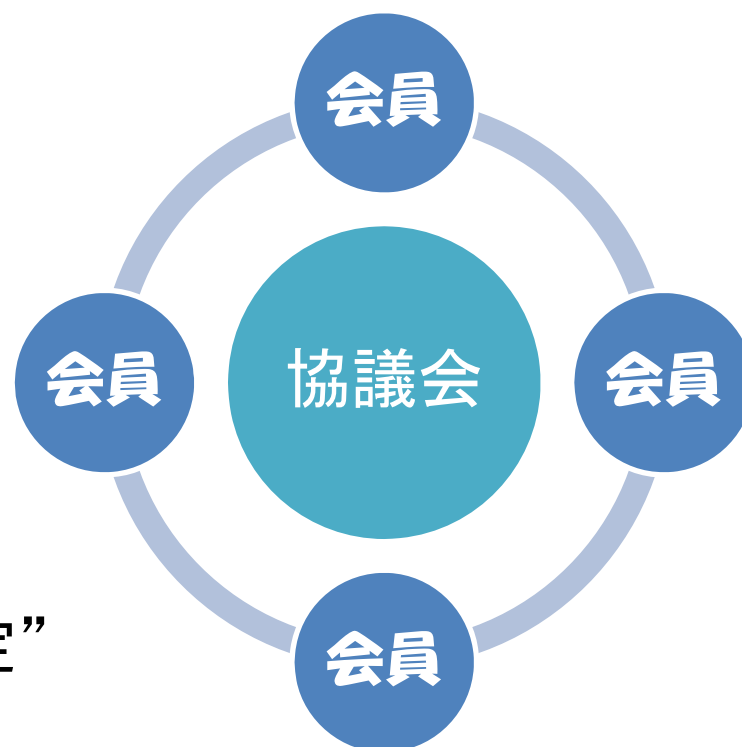
- ◎会員間での情報共有
- ◎居住支援に関する課題の把握・整理
- ◎居住支援に関する取組みの検討

【取組み内容(例)】

- ・住宅確保要配慮者への情報提供
- ・賃貸オーナーに対する情報提供
- ・居住支援法人等の団体との連携
- ・協議会の体制(連携強化)



“円滑な入居の促進及び居住の安定”



居住支援の取組みに関する調査票

団体名	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	
団体概要		
東京都の事業協力団体として、まち、住まい、建物の安全・安心を推進する防災・まちづくりを通して、都民にとって快適で災害に強い地域社会の形成を目指す。		
【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください		
支援名等	支援の概要	
あんしん居住制度	「見守りサービス」「葬儀の実施」「残存家財の片付け」の3事業により、高齢者、その家族、大家の不安を解消することを目指す制度	
東京シニア円滑入居賃貸住宅の名簿閲覧	登録してある高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の名簿を閲覧（東京都制度）	
住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（高齢者、身障者、子育て世帯等）の入居を阻まない住宅の登録、閲覧（国制度）	
【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。		
支援名等	課題	
住宅セーフティネット制度	平成29年度開始の事業のため、登録が少なく閲覧者の希望に添えられていない。	
【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。		
【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。		

居住支援の取組みに関する調査票

団体名	社会福祉法人 北区社会福祉協議会	
団体概要 民間の社会福祉活動を推進することを目的とした社会福祉法人。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されており、社会福祉法第109条に規定されている。 地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっている。		
【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください		
支援名等	支援の概要	
住居確保給付金(区委託)	離職により住居を失うおそれのある65歳未満の方で、常用就職をめざして求職活動する方に、原則として3ヶ月間、家賃(基準額あり)の助成を行う	
TOKYOチャレンジネット「一時住宅」「一時生活支援」を活用した居住支援	「一時住宅」:住宅を失ったが仕事をしている方「一時生活支援」:住宅を失い、自立相談支援機関の支援を受けている方 を対象に、3ヶ月間、1日500円で居住場所を提供する。	
TOKYOチャレンジネット「介護支援コース」を活用した居住支援	介護職に就くために資格取得をする間、「一時住宅」の利用と生活費の貸付を受けられる。支援終了後、一定期間介護職に就くと、貸付金の償還が免除される。	
TOKYOチャレンジネット「住宅情報提供システム」を活用した居住支援	TOKYOチャレンジネットの民間の賃貸物件について情報提供を活用し、転宅先を探す支援をする。	
生活福祉資金福祉費(転宅資金)の貸付	取り壊しによる立ち退き、生活を維持するために家賃がより低額な物件への転居、公営住宅への転居の場合の転宅費の貸付。(未払いのものに限る)	
職員による相談支援	相談支援員が王子駅近辺の不動産店に同行し、転居先物件を探す。	
【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。		
支援名等	課題	
住居確保給付金(区委託)	65歳以上の高齢者、離職後長期で就労できていない障害者や傷病者などは対象とならない。	
TOKYOチャレンジネット「一時住宅」「一時生活支援」を活用した居住支援	TOKYOチャレンジネットが借りている物件に北区のものがないため、特に「一時生活支援」を利用しながらの支援が困難。世帯むけの物件はほとんどない。3ヵ月後の転居先を見つけることが困難なケースも少なくない。TOKYOチャレンジネット事務所(新宿)での手続きが必要。	
TOKYOチャレンジネット「介護支援コース」を活用した居住支援	世帯むけの物件はほとんどない。一時住宅利用後の転居先を見つけることが困難なケースも少なくない。TOKYOチャレンジネット事務所(新宿)での手続きが必要。	
TOKYOチャレンジネット「住宅情報提供システム」を活用した居住支援	TOKYOチャレンジネットの事務所は新宿にあるため、内見などの対応はすぐにできない。	
生活福祉資金福祉費(転宅資金)の貸付	審査が厳しく、公営住宅への転居以外は審査が通らないことが多い。	
職員による相談支援	相談できる不動産店を把握できていない。相談支援員5名では同行支援に限界がある。	
【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか(ご自由に記入してください。)		
・住宅確保の初期費用が用意できないケースが多い。 ・障がいなどにより、自分では物件を探すことができない人も多い。 ・保証人については保証会社を利用することが多くなってきているが、保証会社に届け出る「緊急連絡人」を確保できない人が少なくない。相談支援機関の連絡先を届け出ようとして、「個人でなくては登録できない」といわれ、断られたことがある。		
【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。		
・「緊急連絡先」として、相談支援機関等の機関や団体の連絡先を登録できるようにしないか。 ・初期費用が30,000～50,000円以下の物件の情報を提供してほしい。 ・当センターの家計改善支援を受けながら、3～6ヶ月低額で貸してくれる、シェアハウスのような間借りでもよいので、居住支援施策がほしい。		

居住支援の取組みに関する調査票

団体名	民生委員児童委員協議会	
団体概要 北区の民生委員児童委員の協議会		
【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください		
支援名等	支援の概要	
行政とのパイプ役	北区民生委員児童委員協議会として住居支援はしていません。	
	住居に関する相談があった場合に低廉な家賃の区営・都営住居の	
	申入、転居、建設費用の補助など行政(住宅課等)の窓口以案内します。	
【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。		
支援名等	課題	
行政とのパイプ役	高齢者・障害者に対して住居支援に対するご案内をしても、支援に結びつかない場合が多々あると思います。	
【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか(ご自由に記入してください。)		
UR賃貸物件に申し込みをする際、緊急連絡先が必要となり、親族との縁が切れている場合に民生委員に緊急連絡先の依頼の相談があります。		
【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。		
連帯保証人を担う保証会社のような緊急連絡先を請け負う住宅支援団体とURで協議を行っていただき、親族に緊急連絡先をお願いすることが困難な方の受け皿を整えてほしい。		

居住支援の取組みに関する調査票

団体名	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 北区支部	
団体概要		
不動産の重要性、専門家としての社会的使命を強く自覚し、その実践を通して国民の信託にこたえるという綱領を掲げ、東京23区及び多摩地区に全都的に、15,000会員を擁する団体です。		
【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください		
支援名等	支援の概要	
高齢者住宅斡旋事業	左記住宅斡旋につき、一般会員に情報周知。	
	その他住宅確保要配慮者については、区役所からの依頼に応じて、会員への情報周知を実施。	
【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。		
支援名等	課題	
住宅確保要配慮者の住宅斡旋について	障害者について、貸主への積極的な斡旋を試みているが、設備、造作等の改修が伴う場合、入室後の用法、障害の程度等課題が多く説得が困難なケースが多い。	
【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか(ご自由に記入してください。)		
低賃料を希望する高齢者、低所得者については、木造の旧来のアパート(共同住宅)の空室確保が困難となっている。(建替などで)		
【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。		
生活保護の対象者については、近い将来、住居補助費の増額がなければ斡旋対応が出来なくなる恐れがあるのでは？		

居住支援の取組みに関する調査票

団体名	特定非営利活動法人 ピアネット北	
団体概要		
NPO法人ピアネット北の始まりは、1998年北区において障害者計画が策定される際に誕生した「みんなでつくろう北区障害者計画実行委員会」です。実行委員会における障害の枠を超えての活動は、お互いが抱えている課題やライフスタイル等、それぞれの「違い」を共有し合うものでした。法人格取得後は地域の方々の声をもとに、新たな地域の資源をつくり出すことに力を注いできました。自分に合ったものがないといって諦めるのではなく、「ない物は自分たちの手で！」を合言葉に地域活動を展開しています。活動を通して一人でも多くの方とお会いできることを楽しみにしています。		
【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください		
支援名等	支援の概要	
重度身体障害者グループホーム 「やじろべえ」	身体障害者4名の生活支援	
【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。		
支援名等	課題	
重度身体障害者グループホーム 「やじろべえ」	入居者の身体状態が重度化しているため、今後住宅改修の必要性があること、親の高齢化、介助者の人手不足	
【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか（ご自由に記入してください。）。		
・賃貸住宅の住宅改修(バリアフリー)に対するオーナーの理解 ・都営住宅への入居 ・建て替えを考えているオーナーとグループホーム運営団体とのマッチング		
【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。		
・行政が間に入り、空屋住宅等の有効活用をすることで、グループホーム等の建築が進むのではないか ・障害者や生活保護受給者への理解を深めるため啓発活動をし、契約の不安材料を取り除く		

居住支援の取組みに関する調査票

団体名	特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	
団体概要		
精神に障害を持つ人とその家族、および会の趣旨に賛同する関係者や市民で構成されている地域家族会です。遅れていた精神保健福祉の拡充に努め、共同作業所やグループホームの設立、飛鳥会事務所における障害者自立生活プログラムを実践し、地域における精神障害者理解を進めてきました。 現在はNPO法人として3ヶ所の就労継続支援B型事業所、グループホーム、北区の委託により、「北区障害者地域活動支援室支援センターきらきら」を運営しており、地域生活支援の一層の充実を図っています。		
【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください		
支援名等	支援の概要	
共同生活援助(介護包括サービス・通過型)	一人暮らしをするには段階的に時期尚早な障害当事者を、概ね3年の利用期間内で地域単身生活を営むための支援をしている	
上記終了後のアフターフォロー	①アパート探し(無償)	
上記終了後のアフターフォロー	②週1回の訪問で生活状況の確認。最長で半年間(無償)	
地域移行	一年以上入院している社会的入院者を本人の望む地域で再び生活していけるように退院支援等を行う	
【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。		
支援名等	課題	
共同生活援助(介護包括サービス・通過型)	グループホームとして使える物件がなかなか見つからなかった。見つかったからでもバリアフリー条例や消防法などクリアしなければならぬ事が多岐にわたる GH卒業後のフォローが継続していくシステムが足りない。卒業先としての住居をGHスタッフが全て請け負って探している。	
上記終了後のアフターフォロー	①物件探しの際、生活保護の人の支援が多いがその時点でNGがほとんどで、その上障害があると更に難しくなる	
上記終了後のアフターフォロー	②職員のマンパワー不足で契約終了せざるを得ない	
地域移行	退院訓練先としてGHの利用も考えるが、ショートステイ用の部屋の維持が厳しく、入居者が居ない時希望とは別の地域の施設を利用しないと退院訓練の試泊が出来ない	

【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか(ご自由に記入してください)。

- ・保証人…実際には保証人会社を使うことが多くなってきている
- ・緊急連絡先…なかなか見つからない人が居る。生保の場合CWが受けてくれる時も有るが担当者によってまちまち
- ・精神障害者が断られることがある。←これを単に『偏見』『無理解』で済ませるのではなく、実際にどういことが起きて何で困ったのか？どうい対応が有ればよかつたのか？それが精神障害に対して地域が抱えている問題であり、必要なアウトリーチ作りのヒントにもなるし、障害特性の理解に繋げる為の機会にもして行きたい。精神障害者の退院促進～地域の受け皿を増やして行くことにもつながる。障害と住宅の連携のしどころ。これは精神障害以外でも単身高齢者、生活困窮者等の社会弱者にはそれぞれが抱えている問題があると思うのでこれを機会に、課題が整理できるとよい
- ・生活保護だが鉄筋コンクリートの建物に住みたい(当事者の声)
- ・支援者側が孤立しがち。得る情報なども個人レベルで差が出てきてしまう。協議会等でワンストップ的な相談窓口機能を持つことで、障害当事者へ提供できる情報が幅広くなると良いと思う

【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。

- ・緊急連絡先を居住支援協議会で受けられると良い
- ・居住支援を通して高齢・障害・ワーキングプアな若者等の支援を縦割りでは無く横断的に各課と連携できると良い。その中で、今は無いが必要な制度を前億に先駆けて北区が実践できると良い
- ・団体として出来る事は障害当事者の希望を受けて、出来るだけ本人が納得して入居できる物件を今までと同じように探す。

居住支援の取組みに関する調査票

団体名	NPO法人学生支援ハウスようこそ	
団体概要		
児童養護施設や里親等の社会的養護を経て大学・短大・専門学校等に進学する学生の生活を支援し、卒業までを見守り、将来の自立を手伝うために、支援付きシェアハウス(女子・定員5名)を運営している。		
【問1】高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、現在行っている住まいに関する支援について記入してください		
支援名等	支援の概要	
支援付きシェアハウスの運営	親族から支援を受けることができない社会的養護出身の学生に、低廉な費用で住居・食事・その他必要な支援を提供する	
【問2】問1で行っている支援に関して、感じられる課題を記入してください。		
支援名等	課題	
支援付きシェアハウスの運営	公的な補助を受けていない民間活動であるため、会費・寄付金に依存しており、不安定である。とくに、住居の補修など、必要な経費に公的な補助が欲しい。	
【問3】住宅確保要配慮者からの住まいの支援に関するニーズについて、現時点で把握しているもの又は今後想定されるものはありますか(ご自由に記入してください)。		
社会的養護出身の若者、とりわけ学業とアルバイトの両立という重い課題を抱える学生にとって、居住支援は不可欠の課題と考える。健康な若者に支援は不要という伝統的な考えを改めなければいけないと思う。		
【問4】問3のニーズに対し、今後の団体としての取組みについてご意見等があればご記入ください。		
居住地と進学先という関係を見ると、私たちのような居住支援を行う団体が、各地にもっとたくさん必要なのではないかと思う。		

北区における居住支援に関する既存事業

資料3

No.	区分	事業名	事業概要	主管課
1	住居費補助関係	住宅扶助（生活保護制度）	生活保護世帯に、定められた範囲内で家賃を支給する。	生活福祉課
2		敷金等の支給（生活保護制度）	賃貸アパートに居住する生活保護世帯に、敷金・礼金等や更新料を支給する。	生活福祉課
3		家賃等の代理納付（生活保護）	家賃の未納を防ぐため、生活保護受給者本人に代わり、家賃を納付する。	生活福祉課
4		住居確保給付金	離職により住居を喪失又はそのおそれがある方に、住居確保給付金の支給及び就労支援を行う。申請・受付は社会福祉協議会に委託し、就労支援は事業者に委託、支給は区が行う。	生活福祉課
5		高齢者住宅改造費助成事業	65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活を維持するために住宅の改造が必要な方に対し、住宅改造費の一部を助成する。介護保険の給付対象となる改修は介護保険を優先する。設備改造は要支援・要介護の方が対象	高齢福祉課
6		住宅設備改善費補助事業（法に基づく地域生活支援事業）	在宅の障害者の日常生活を容易にするため、手すり設置、段差解消等バリアフリー化に要する住宅設備改善経費を補助する（介護保険優先）。家主の承諾が必要。	障害福祉課
7		居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費を支給するもの。	介護保険課
8		高齢者世帯住み替え支援助成	区内の民間住宅から区内の民間住宅への住み替えについて助成金を交付する。	住宅課
9		障害者世帯・ひとり親世帯の転居費用助成制度	自己都合によらない立ち退きを受けて、区内の民間住宅に転居した場合に助成金を交付する。	住宅課
10	相談・見守り・訪問支援関係	入居後の見守り（生活保護）	定期訪問により、体調・生活状況・家賃の納付状況を確認する。	生活福祉課
11		高齢者見守り・緊急通報システム	高齢者が家庭内で急病や発作などを起こしたときにボタンを押すと、民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報が入り、看護師等の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合はただちに119番通報を行う。緊急時だけでなく健康のご相談なども受け付けており、月1回スタッフからお伺い電話がある。また、ご希望の方には火災安全システム及び安否確認センサを設置することができる。	高齢福祉課
12		高齢者あんしんセンターによる総合相談	高齢者あんしんセンターでは、賃貸契約の更新トラブルや立ち退きを迫られているようなひとり暮らし高齢者の相談窓口となり、必要な情報を提供するとともに、関係機関と連携を図り支援している。	高齢福祉課
13		身体障害者緊急通報システム事業	18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者を対象に、緊急通報システム機器を設置する（見守り等の生活支援）。家主の承諾が必要。	障害福祉課
14		自立生活援助（法定サービス）	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害者を対象に、定期訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う（家賃に滞納はないか、地域住民との関係は良好かなどについての確認）	障害福祉課
15		地域移行支援（法定サービス）	入所施設や精神科病院等に入院している方に、住居の確保等地域生活に移行するために必要な相談、支援を行う。	障害福祉課
16		障害者地域自立生活支援事業（障害者福祉センター2階）	特定非営利活動法人ピアネット北に相談事業を委託し、障害者福祉センター2階において実施。障害者の自立生活に向けての各種相談の中に住まいに関する相談支援あり。	障害福祉課
17	その他支援	家財の整理（生活保護制度）	本人の申請に基づき、家財処分や居宅清掃を行う。	生活福祉課
18		引取人のない者の埋葬	身元不明や引取人のいない死亡者を墓地埋葬法により埋葬する。	生活福祉課